

議第 1 4 号議案

埼玉県水道料金引き上げの撤回を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

令和 7 年 6 月 1 2 日提出

提出者	新座市議会議員	小野 大輔
賛成者	//	高 邑 朋矢
	//	笠原 進
	//	石島 陽子
	//	小野由美子
	//	黒田 実樹

提 案 理 由

県内市町村の 9 割は県水を購入し、自己水とともに各家庭に供給しているので、県水の料金引き上げは市町村の水道料金の引き上げに直結する。相次ぐ物価高騰で県民の生活は疲弊しきっている。生活に不可欠な水道料金を値上げしないことを求めるため、この案を提出する。

埼玉県水道料金引き上げの撤回を求める意見書

埼玉県は2026年度から、水道料金を61.78円/m³から74.74円/m³に約21%の引き上げを決定しました。県内市町村の9割は県水を購入し、自己水とともに各家庭に供給しているので、県水の料金引き上げは市町村の水道料金の引き上げに直結します。相次ぐ物価高騰で県民の生活は疲弊しきっており、生活に不可欠な水道料金まで値上げし追い打ちをかけることは許されません。

今回の水道料金引き上げの理由は、電気代など維持管理費の増大や、水需要の減少などが原因です。水道水は命に関わる重要なインフラであり、安全で安価な水道水の確保のために、国、県の役割は重要です。多くの自治体では国の交付金から水道会計に繰り出して水道料金を減免してきましたが、埼玉県は繰出しを実施しませんでした。埼玉県の水道用水供給事業会計の内部留保は452億円に膨らんでいます。県は異常な電気代高騰に際して、県民に値上げを押し付けるのではなく、一般会計からの繰出しと内部留保の取崩しで対応すべきです。

そもそも損益収支が悪化したのは大型水資源開発事業・ハツ場ダムの減価償却が始まったことがきっかけです。過大な水需要を見込み、反対を押し切って進めたダム建設の赤字責任を県民に押し付けるべきではありません。

よって、「公共の福祉の増進」を本来の目的と定めた地方公営企業法第3条に基づき、県水道料金の引き上げを撤回することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和7年6月 日

埼玉県新座市議会

埼玉県議会議長 様

埼玉県知事 様

埼玉県公営企業管理者 様